

北広島町飼料等価格高騰対策支援金

穀物価格高騰による飼料価格高騰の影響を受けた畜産事業者に支援金を給付します。

【令和6年5月10日受付開始】

給付金 対象者	次の項目を全て満たすこと
	<ul style="list-style-type: none">○ 令和6年4月1日時点で町内で畜産業を営む法人又は個人（ただし、公共法人又は公益法人等、協同組合等は除きます）○ 高騰対策支援給付金受領後も畜産業を継続する意欲のあること○ 家畜伝染病予防法に基づく令和5年定期報告（家畜伝染病予防法施行規則第21条の6）がされていること○ 町税・使用料の滞納のない方 ※令和6年6月20日までに完納の確認がとれること○ 暴力団等に関係していないこと○ 法令及び公序良俗に反していないこと○ その他、町長が認める農水産事業者等

給付額	令和6年2月1日時点の支援対象畜種の飼養頭数を基準として、給付します。 ※支援対象畜種が繁殖用豚・採卵鶏・羊の場合は、令和5年2月1日時点の基準でも可能とします。
	なお、各支援対象畜種の要件は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none">・乳用雌牛 1頭 15,000円（月齢満24ヶ月以上）※基準日現在の耳標情報で確認・肉用繁殖雌牛 1頭 10,000円（月齢満24ヶ月以上）※基準日現在の耳標情報で確認・肥育牛 1頭 10,000円（月齢満9ヶ月以上）※基準日現在の耳標情報で確認・繁殖用豚 1頭 2,000円（月齢満12ヶ月以上のもの） ※令和5年2月1日時点の飼養頭数を基準とする場合は、令和5年2月1日時点の月齢・肥育豚 1頭 2,000円 ※令和5年2月1日時点の飼養頭数を基準とする場合は、令和5年2月1日時点のもの・採卵鶏 1羽 100円（日齢満150日以上） ※令和5年2月1日時点の飼養頭羽数を基準とする場合は、令和5年2月1日時点の日齢・羊 1頭 2,000円 ※令和5年2月1日時点の飼養頭数を基準とする場合は、令和5年2月1日時点のもの ただし、1経営体あたり 上限額 1,000,000円 ※千円未満切り捨て

申請期間	令和6年6月10日まで
------	-------------

申請方法	<ul style="list-style-type: none">○ 申請書類を、持参または郵送で北広島町農林課又は各支所産業建設係へ提出してください。（郵送の場合は6月10日必着）○ 申請書類確認後、申請者の口座へ振り込みます。
------	---

申請書類	<ul style="list-style-type: none">○ 交付申請書兼実績報告書（様式第1号）○ 家畜伝染病予防法に基づく令和5年定期報告書（家畜伝染病予防法施行規則第21条の6）の写し○ 交付請求書（様式第2号）及び振込先口座を確認できる種類の写し（通帳の写し等）○ 令和5年確定申告書類（農業所得収支内訳書又は決算書等）の控え等の写し○ その他、町長が必要と認める書類
------	---

詳しくは・・・北広島町ホームページ

飼料等価格高騰対策支援金

で検索

お問い合わせ先

北広島町農林課 TEL 0826-72-7363

(〒731-1595 北広島町有田1234)